

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第80号）

答申日：平成29年9月25日（平成29年度（行情）答申第233号）

事件名：平成26年度に神奈川労働局に報告された熱中症に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「神奈川労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成26年度に神奈川労働局に報告されたもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年9月14日付け神行開第27-11号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法5条1号により不開示とされた部分のうち、個人の氏名、住所を除く部分についての開示を求める。

理由

個人の氏名、住所が不開示であれば、その他の部分については、開示しても特定の個人を識別することはできないので、法5条1号の情報には該当しない。

イ 法5条2号イにより不開示とされた部分のうち、事業場の名称、所在地を除く部分についての開示を求める。

理由

事業場の名称、所在地が不開示であれば、事業場を特定することはできないので、その他の部分については、開示しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。した

がって、その他の部分は法5条2号イの情報には該当しない。

ウ 法5条2号ロにより不開示とされた部分のうち、事業場の名称、所在地を除く部分についての開示を求める。

理由

災害調査は労働災害の原因調査と、再発防止策を講ずるため、労働安全衛生法に基づく労働基準監督官等の権限として実施するものであるから、原因究明、再発防止対策に係る事項について、公開しないという条件を付することは法の趣旨に反するものであり、合理性を欠くものである。

エ 法5条6号柱書き該当性について

理由

本件文書は、労働基準監督官等が労働災害に関する調査を行った際の復命書であるが、これは労働安全衛生法91条1項に規定する労働基準監督官の権限に基づいて実施されたものであり、調査に応じない場合は同法120条4号により罰則が定められているものである。したがって、法5条6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は法制度上存在せず、法5条6号柱書きに該当するとした処分庁の主張は理由がないものである。

オ 法5条6号イにより不開示とされた部分についての開示を求める。

理由

処分庁は不開示の理由として「労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかになり」としているが、法令違反になるか否かは、法令の条文及び公開されている解釈例規に基づいて判断されるべきものであり、これら以外に何らかの基準があるとすれば、罪刑法定主義の原則に反するものである。処分庁の主張は理由がないものである。

カ 不開示とされた個別の項目についての意見

次の事項については、開示されるべきである。

- ① 災害発生年月日時
- ② 労働者数
- ③ 被災者の年齢、職種、経験年数、勤務年数、出稼ぎ・一般の別
- ④ 災害発生状況の詳細の内、不開示とされた部分
- ⑤ 「防止のために講ずべき対策等の詳細」の内、不開示とされた部分
- ⑥ 災害調査復命書に添付されている見取り図、写真等
- ⑦ 違反条項、調査官の意見及び参考事項、署長判決及び意見

理由

- ① 本件については、個人の氏名、住所の開示を求めているので

あるから、上記各項目を開示することによって特定の個人が識別されることはない。

- ② 本件については、事業場の名称、所在地の開示を求めているので、上記各項目は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しない。
- ③ 調査官の意見、署長判決及び意見については、法1条に規定する「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」を全うするために開示することが必要である。

(2) 意見書

ア 不開示情報該当性に係る意見

(ア) 法5条1号該当性について

審査請求人は、個人の氏名、住所の開示は求めているものである。個人の氏名等が不開示であれば特定の個人を識別できないので、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないものである。よって、法6条2項の規定により、それらを除いた部分は開示されるべきである。

また、理由説明書中の「特定の個人を識別することは出来ないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、何を指すのか全く明らかにされていない。厚生労働省の「不開示情報に関する判断基準（法5条関係）」によると、個人の著作物が例としてあげられているが、本件文書中にそのようなものが存在することは考えられない。

(イ) 法5条2号イ該当性について

諮問庁は「これらが公にされた場合、重篤な労働災害を発生させたこと、あるいは労働関係法令の違反があることが推認されることによって当該事業場に対する信用を低下させ（後略）」とあるが、請求人は事業場の名称、所在地の開示を求めているのであるから、事業場は特定されない。事業場が特定されなければ、「当該事業場」に対する信用の低下等、正当な利益を害するおそれが発生することはないものである。従って、法5条2号イに該当するとする処分庁の主張は根拠のないものである。

(ウ) 法5条6号柱書き該当性について

災害調査は労働安全衛生法91条及び94条による労働基準監督官、産業安全専門官等の立入り、質問、検査等の権限に基づいて実施されるものであり、応じない場合は同法120条により罰則が定められているものである。処分庁が主張するような、信頼関係のみに基づく任意なものとは性質を異にするものである。また、災害調

査復命書に記述されている情報は、担当官が聴取した情報をそのまま記載しているものではなく、調査した情報を総合的に判断した上で記載しているものであるから、それらを開示したとしても関係者の信頼を損なうものではなく、以後調査担当官が労働災害に関する調査を行うに当たって、関係者の協力を得ることが困難になるとする処分庁の主張は根拠のないものである。

(エ) 法5条6号イ該当性について

厚生労働省において、司法処理について一定の基準を設けていることは過去の情報開示請求に係る審査会の答申から明らかである。また、諮問庁及び各都道府県労働局においては、送検事例を公表しており、それによって措置基準を推測することは可能なものである。諮問庁自らが措置基準を推測できる情報を公表しているのであるから、本件の情報開示によって措置基準が推測されるという諮問庁の意見は根拠のないものである。

重大な法違反について、事実を隠蔽することや、是正勧告書の交付にとどまる事案について、改善の懈怠などについては、司法処分、行政処分等により、厳しく対処するべきものである。具体的な措置基準の推知とは無関係である。

イ 個別項目について

(ア) 次の項目については、開示されるべきである

- a 災害発生年月日の内、「分」の部分
- b 被災者の年齢、勤続年数、経験年数、出稼ぎ・一般の別
- c 発生状況、原因等の概要のうち不開示部分
- d 災害発生状況の詳細のうち、個人の氏名及び住所、事業場名及び住所を除く部分
- e 災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細
- f 災害調査復命書に添付されている見取り図、写真等
- g 違反条項、調査官の意見及び参考事項、署長判決及び意見

(イ) 理由

- a 本件については、個人の氏名、住所の開示を求めているので、上記各項目を開示することによって特定の個人が識別されることはない。
- b 本件については、事業場の名称、所在地の開示を求めているので、上記各項目は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しない。
- c 上記各項目は、法5条6号柱書き及び法5条6号イに該当しない。該当しない理由は、上記ア（ウ）及び（エ）のとおりである。

る。

d 情報公開制度の目的は、法1条に規定されているように、「行政機関の保有する情報の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことである。上記gの「調査官の意見、署長判決及び意見」等については、全面的に開示されるべきである。

e 本件文書について、署長判決は不開示とされているが、本件災害調査復命書に是正勧告書が添付されていないことから、署長は「法違反なし」と判断したものと推察される。法違反なしであれば、当該事実が明らかになったとしても事業場に何らな不利益が生ずることは考えられない。仮に法違反が認められるのに是正勧告書を交付していないとすれば、法違反を見逃したことになり、極めて不適切な処置である。適切に処置していることを明らかにするためにも「署長判決」欄は開示すべきである。

ウ 「労働災害発生状況の詳細」及び「災害発生の原因」欄について「労働災害発生状況の詳細」及び「災害発生の原因」欄について調査項目も含めて、ほとんどの部分が不開示とされているが、当該欄の情報のうち、文字による情報は「不開示部分を容易に区分して除くことが出来る」ものであるから、個別に開示、不開示を判断し、不開示情報に該当しない部分は法6条に基づき、開示すべきである。

エ 添付資料

資料1 不開示情報に関する判断基準（法5条関係）（抄）

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成27年8月15日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁が、平成27年9月14日付け神行開第27-11号により原処分」という。)を行ったところ、審査請求人その一部を不服として、平成27年11月12日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち、下記3(4)に掲げる部分については、諮問に当たり新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件は、神奈川県労働局管内の各労働基準監督署で災害調査を実施し、平成26年度に神奈川県労働局に報告された熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書の開示を求めるものであり、別表に掲げる文書が対象である。

(2) 災害調査及び災害調査復命書について

ア 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、これらの原因を是正する方法を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制等の人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討することである。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等を聴取し、災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

イ 災害調査復命書について

上記アのとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係

る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案の確認のみを行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程にいたるまで災害調査復命書と通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

ウ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付書類（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項等が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真等が添付されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、1, 5ないし10, 12, 14ないし22及び25には、審査請求人が開示を求めている個人の氏名と

ともに、本件労働災害における被災者、当該事業場の関係者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、これらの情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、1、4、5、7ないし10、12ないし22及び25の不開示部分には、本件労働災害の災害発生事業場及び当該事業場の事業を遂行するにあたっての内部情報が記載されており、これらが公にされた場合、重篤な労働災害を発生させたこと、あるいは、労働関係法令の違反があることが推認されることによって、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、1、4ないし22及び25の不開示部分には、本件労働災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的を達成するためには、多数の関係者から、事実関係の説明、関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、仮に、このようにして入手した情報が公にされることになれば、このような信頼関係は失われ、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、1、4ないし11、13ないし22及び25の不開示部分には、再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項について、それぞれ詳細に記載されている。

仮に、上記の不開示部分が公にされることになれば、災害調査の具体的な調査項目等が明らかとなることに加えて、労働安全衛生法等の具体的な違反条項とそれに対応する個別・具体的な行政措置との関係が明らかとなり、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準自体が推知されるおそれがある。

その結果、司法処分といった峻厳な措置がなされる可能性がある法

違反についてはその事実を隠蔽し，逆に，是正勧告書の交付に留まる法違反についてはその改善が懈怠されるおそれ及び，労働基準行政事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあることから，これらの情報は，法第5条第6号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち，2，3，4のうち1文字目ないし6文字目，5（発生時間のうち「分」の数字部分を除く。），7のうち「発生状況，原因等の概況」欄の6行目，9のうち6頁10行目，19行目1文字目ないし12文字目及び20行目7文字目ないし13文字目，12のうち11頁「指導事項」欄の1行目及び8文字目及び9文字目，14頁「指導事項」欄の1行目及び8文字目及び9文字目，15頁「指導事項」欄の1行目及び8文字目及び9文字目，20のうち43頁「1 出動の経緯」欄のうち「(1) 通報時刻（覚知日時）」欄の8文字目ないし16文字目，「2 出場場所及び搬送開始時刻」欄のうち「(1) 出場場所」欄の1文字目ないし3文字目，「2 出場場所及び搬送開始時刻」欄のうち「(2) 搬送開始時刻」欄の8文字目ないし16文字目，44頁「4 搬送先医療機関・到着時刻」欄のうち「(2) 到着時刻」欄の8文字目ないし16文字目，22のうち「外因死の追加事項」欄のうち「傷害が発生したとき」欄の原処分不開示部分，23，24及び25のうち「派遣労働者が被災した場合は，派遣先の事業場の名称」欄，「提出事業者の区分」欄，「労働者数」欄，「発生日時（時間は24時間とすること。）」欄の原処分不開示部分（「分」の時間部分を除く。）及び「災害発生状況及び原因」欄の2行目の原処分不開示部分を新たに開示する。

(5) 本来不開示とするべき情報について

ア 災害発生地の市以下の詳細な情報については，本来法5条2号イ，6号柱書き及びイの不開示情報に該当するものであるが，原処分において区までの情報が開示されているため，本件に限り，区までの情報を開示するものである。

イ 発生年月日時については，本来法5条1号，2号イ，6号柱書き及びイの不開示情報に該当するものであるが，熱中症に係る災害調査においては，災害発生当日の気象状況の検証が不可欠である。

そのため，インターネットで公開されている気象データを当該復命書に添付することとなるが，当該データにより，発生年月日時（分部分を除く。）を類推・特定することが可能であることから，熱中症に係る災害調査復命書の発生年月日時に限り，開示するものである。

ウ 被災者の年齢については，本来法5条1号の不開示情報に該当する

ものであるが、原処分において誤って開示されており、これを取り消して改めて不開示とすることに意味はないことから、本件に限り、開示を維持するものである。

エ 「災害発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」のうち、「災害発生の原因」については、本来法5条6号柱書き及びイの不開示情報に該当するものであるが、本件においては、添付するリーフレット「熱中症を防ごう」とほぼ同様の記載内容であるため、本件に限り、開示するものである。

オ 添付資料「救急隊出場状況について（回答）」のうち、「救急隊出場状況について」に記載される情報は、被災者の身体状況等の個人に関する情報等であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある機微情報であり、本来法5条1号の不開示情報に該当するものであるが、原処分において誤って開示されており、これを取り消し改めて不開示とすることに意味はないことから、本件に限り、開示を維持するものである。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「個人の氏名，住所が不開示であれば，その他の部分については，開示しても特定の個人を識別することはできないので，法5条1号の情報には該当しない。」などと主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記3（3）のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人が開示を求める部分のうち、上記3（4）に掲げる情報については諮問に当たり新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号，2号イ，6号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ①平成28年2月8日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年3月2日 | 審議 |
| ④同月11日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤平成29年8月3日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施，
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥同年9月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「神奈川労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱

中症（疑いのあるものも含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成26年度に神奈川労働局に報告されたもの。」であり、具体的には、別表の1欄に掲げる各文書である。

処分庁は、本件対象文書のうち、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした情報のうち、その一部を新たに開示するとしているが、その余の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載内容（上記第2）から、本件対象文書の不開示部分のうち、上記の第2の2（1）アないしオに掲げる部分の開示を求めていると解されることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、当該部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番11について

当該部分のうち、「措置」欄のうち右欄並びに「調査官意見および参考事項」欄の1行目19文字目ないし3行目及び4行目7文字目ないし5行目末尾は、原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報及び一般的な記載内容であり、また、「措置」欄のうち左欄及び「署長判決および意見」欄には、署長判決の日付け等及び判決の内容が簡潔に記載されているのみであり、災害調査で明らかにされた調査事項や再発防止対策に関する事項及び調査結果に関する事項の記載は認められない。

そうすると、これを公にしても、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番22について

当該部分は、死体検案を行った医師に係る情報ではあるが、当該医師の特定につながる情報であるとは認められないから、公にしても当該医師の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、事業場の特定につながる情報とは認められないから、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その他の部分について

ア 通番5、通番7、通番8、通番20、通番22並びに通番25の被災者に関する情報（被災者の氏名、生年月日、年齢、経験期間及び死亡日時、災害発生状況並びに原因の各欄）及び報告書作成者職氏名欄について

(ア) 通番5は、災害が発生した時刻の一部（「分」の部分）、通番7は被災者の死亡日等、通番20は被災者の救急搬送に関する情報、通番22（（19）欄を除く。）は被災者の死亡状況に関する情報及び通番25（（イ）で判断する部分を除く。）は労働者死傷病報告書に記録された被災者に関する情報であると認められる。

これらの情報は、当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、原処分で既に開示されている発生年月及び発生時並びに諮問時に新たに開示するとした発生日及び曜日と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該情報は、個人識別部分に該当することから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8は、本件災害調査において面接を受けた者の職氏名等が記録されており、通番25のうち、「報告書作成者職氏名」欄には、報告書を作成した者の職氏名が記録されている。当該部分の情報は、面接を受けた者又は報告書を作成した者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 2 のうち (1 9) 欄は、検案を行った医師の氏名、職名、勤務先及び印影等が記録されており、一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法 6 条 2 項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名及び印影は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、当該医師の勤務先は、関係者等一定の範囲の者にとっては、当該医師の特定につながる情報であると認められることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当すると認められ、同条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番 6 は、本件災害の被災者について、審査請求人が開示を求めている氏名とともに、「年齢」、「経験年数」、「勤続年数」及び「出稼・一般の別」の各欄の記載内容の一部又は全部が不開示とされている。

これらの情報は、一体として当該被災者に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法 6 条 2 項に基づく部分開示の可否について検討すると、審査請求人が開示を求めている「氏名」及び「年齢」は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当すると認められ、同条 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 1、通番 1 5 の中段及び下段並びに通番 2 5 (上記アを除く。)について

(ア) 当該部分のうち、通番 1 及び通番 2 5 (上記アを除く。)は、代

表者職氏名，労働保険番号，災害発生事業場に係る情報，発生日時，災害発生状況及び原因並びに被災地の住所であり，審査請求人が開示を求めている「事業場名」及び「所在地」の各欄の記載とともに，災害発生事業場の特定につながる情報であり，これが公になると，今後，当該事業場の事業の内容が明らかになることなどによって，当該事業場に対する信用を低下させ，取引関係や人材確保の面等において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当すると認められ，同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番15の中段及び下段について

当該部分は，特定事業場の印影であり，当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして，それにふさわしい形状をしているものと認められ，これを公にすると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

エ 通番12について

当該部分は，安全衛生指導書の宛先であり，上記ウ（ア）と同様の理由により，法5条2号イに該当すると認められ，同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

オ 通番13について

当該部分は，災害発生現場を示す地図であり，災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には，当該事業場が特定される可能性があるとして認められ，上記ウ（ア）と同様の理由により，法5条2号イに該当すると認められ，同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

カ 通番9，通番10，通番15（上記ウを除く。），通番16ないし通番19及び通番21について

通番9及び通番10については，災害関係者の申述及び提供資料に基づき，調査担当官が記載した情報及び検討した内容であり，通番15（上記ウを除く。），通番16ないし通番19及び通番21については，災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められ，これを公にすると，今後同様の災害調査において災害の

原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 通番14について

当該部分は、本件災害に係る関係者の協力を得て、災害発生現場を撮影した写真であり、上記カと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 通番4について

当該部分は、災害発生事業場の特定に係る情報又は災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報であると認められ、上記カと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 通番11について

当該部分は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき、調査担当官が本件災害に係る意見として記載した情報及びそれらに基づいて記録された内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記カと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号 及び文書名	2 原処分において不開示とされた部分		3 該当条文 (法5条)	4 2のうち開示すべき部分
	通し 頁	通番 該当部分		
災害調査復命 書本体	1	「代表者職氏名」欄	1号, 2号 イ並びに6 号柱書き及 びイ	なし
	2	「安全衛生管理体制」欄（新たに開示する。）		
	3	「労働者数」欄 （新たに開示する。）		
	4	「災害発生地」欄 （1文字目ないし 6文字目（「川崎市 麻生区」部分）を 新たに開示する。）	2号イ並び に6号柱書 き及びイ	なし
	5	「発生年月日時」 欄のうち原処分不 開示部分（「分」の 部分を除く原処分 不開示部分を新た に開示する。）	1号, 2号 イ並びに6 号柱書き及 びイ	なし
	6	「被災状況」欄 （「年令」欄の1文 字目, 「職種」欄, 「障害の部位及び 傷病名」, 及び「休 業見込日数および 死亡」の欄を除く。）	1号並びに 6号柱書き 及びイ	なし
	7	「発生状況, 原因 等の概況」欄のう	1号, 2号 イ並びに6	なし

			ち原処分不開示部分（6行目を新たに開示する。）	号柱書き及びイ	
		8	「面接者職氏名」欄	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	2ないし7	9	災害発生状況の詳細のうち原処分不開示部分（6頁19行目1文字目ないし12文字目，20行目7文字目ないし13文字目を新たに開示する。）	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	8及び9	10	災害発生の原因，再発防止のために講ずべき対策等の詳細のうち原処分不開示部分	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	10	11	「違反条項」，「措置」，「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」欄	6号柱書き及びイ	「措置」欄，「署長判決および意見」欄並びに「調査官意見および参考事項」欄の1行目19文字目ないし3行目及び4行目7文字目ないし5行目末尾
安全衛生指導書（熱中症のリーフレット含む。）	11ないし15	12	原処分不開示部分（11頁「指導事項」欄の1行目8文字目及び9文字目，14頁「指導	1号，2号イ及び6号柱書き	なし

			事項」欄の1行目 8文字目及び9文字目、15頁「指導事項」欄の1行目8文字目及び9文字目を新たに開示する。)		
添付書類（災害発生事業場の地図、図面及び写真）	16	13	災害発生現場の地図等	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	17 ない し2 2	14	災害発生現場の写真	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
事業場提出資料	23 ない し3 2	15	事業場内部文書	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	33 及び 34	16	事業場内部文書	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	35 及び 36	17	事業場内部文書	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	37 及び 38	18	事業場内部文書	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	39	19	事業場内部文書	1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし

添付資料	4 3 及び 4 4	2 0	救急隊出場状況について（回答）のうち原処分不開示部分（4 3 頁「1 出動の経緯」欄のうち「(1) 通報時刻（覚知日時）」欄の 8 文字目ないし 1 6 文字目、「2 出場場所及び搬送開始時刻」欄のうち「(1) 出場場所」欄の 1 文字目ないし 3 文字目及び「(2) 搬送開始時刻」欄の 8 文字目ないし 1 6 文字目、4 4 頁「4 搬送先医療機関・到着時刻」欄のうち「(2) 到着時刻」欄の 8 文字目ないし 1 6 文字目を新たに開示する。	1 号, 2 号 イ並びに 6 号柱書き及 びイ	なし
事業場提出資料	4 5 ない し 4 9	2 1	原処分不開示部分	1 号, 2 号 イ並びに 6 号柱書き及 びイ	なし
	5 0	2 2	死体検案書のうち原処分不開示部分（「外因死の追加事項」欄中の「傷害が発生したとき」欄の日時を新たに開示する。）	1 号, 2 号 イ並びに 6 号柱書き及 びイ	「(検案) 年月日」 及び「(検案書) 発行年月日」欄
添付文書	5 1 ない	2 3	川崎市大気データ（原処分不開示部		

	し 5 6		分を新たに開示する。)		
	5 7	2 4	気象庁大気データ (原処分不開示部分を新たに開示する。)		
労働者死傷病報告	5 8	2 5	原処分不開示部分 (「派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称」欄、「提出事業者の区分」欄、「労働者数」欄、「発生日時(時間は24時間とすること。)」欄の原処分不開示部分(「分」の数字部分を除く。),「災害発生状況及び原因」欄の3行目の原処分不開示部分を新たに開示する。)	1号, 2号 イ並びに6 号柱書き及びイ	なし

※原処分不開示部分のうち、個人の氏名及び住所並びに事業場の名称及び所在地については、審査請求人が開示を求めているため、調査審議の対象としない。